

## 6-2 浄化槽市町村整備推進事業とは、どのようなものですか。

### 1 事業の概要

生活排水対策及び生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自ら設置主体となって、浄化槽の面的整備を行う事業が平成6年度より実施されています。浄化槽の設置と維持管理は全て管理者である市町村が行うこととなりますので、住民から見たときには維持管理や費用負担について、個別に下水道等が整備されたことと同等の負担ですむこととなります。

#### (1) 目的

市町村が設置主体となって戸別（共同住宅にあつては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。以下同じ）の浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

#### (2) 事業の内容

生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うために必要な費用を助成する事業です。

#### (3) 補助対象地域

ア. 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第5条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域。

イ. 下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であつて、次のいずれかに該当する地域

(ア) 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域であつて、環境大臣が認める地域。

(イ) 水質汚濁防止法により指定された地域（第五次水質総量規制指定地域）であつて、環境大臣が認める地域。

(ウ) ～ (サ) は略

### 2 財政措置の概要

この事業では、設置費と事務費について国の財政措置が講じられています。設置費に対する財政措置については、浄化槽の設置費用の1/3が国庫補助となるほか、設置費用の17/30は地方負担となり、下水道事業債を充当することができ、この元利償還金の50%相当については、後年度事業費補正により基準財政需要額に算入（交付税措置）されることとなっています。

浄化槽市町村 整備推進事業 (市町村設置型)	分 担 金	下 水 道 事 業 債	国庫補助
	1 / 10	(元利償還金50%相当は交付税措置) 17 / 30	1 / 3

### 3 事業実施に向けた取組フロー

市町村設置型事業を実施する場合には、概ね下記のような事務が生じます。

#### (1) 生活排水処理基本計画等の策定・見直し

地形や人口などの地域特性や各種汚水処理施設の特徴、事業の進捗状況等を踏まえながらそれぞれの整備手法による経済性比較を行い、市町村の生活排水処理計画を策定又は見直しします。その上で、事業の対象となる個別処理区域を特定します。

#### (2) 住民等に対する説明・PR

事業の開始に当たって、制度についての広報や対象地域における住民説明会を開催し、住民等の理解を得る必要があります。また、住民の意向を把握するためのアンケート調査等を実施、事業量の見込みを把握しておく必要があります。

#### (3) 使用料・分担金額の決定

使用料及び分担金は、事業費の確保に必要な下水道事業債の償還計画や維持管理費用の見込み等を踏まえて算出しますが、他の汚水処理事業の利用者負担も考慮することが適当です。また、使用料等の徴収条例や特別会計の設置について、議会への説明も十分に行う必要があります。

#### (4) 国庫補助金・起債の確保

事業の実施に当たり、国庫補助金や起債を活用する場合は、採択要件等に沿った計画として事業を円滑に遂行するために、上記の作業と並行して、必要に応じて県の担当課と事前に協議を行うことが適当です。

#### (5) 公共事業の執行業務

当該事業は、国の予算上、公共事業の1つとして位置付けられていることから、工事の設計や施工、設置後の維持管理等に係る入札・契約事務についても当然ながら透明性が求められています。

なお、当協会でも、専門家の立場から当該事業を実施する市町村を支援するため、工事仕様書の作成等のコンサルタント業務を実施しています。